

改定案

消火薬剤の機能を維持するための措置(設置・新規交換)から15年(たん白泡消火薬剤にあっては、5年)が経過した後は、5年(設置・新規交換から30年が経過したもの又はたん白泡消火薬剤にあっては、3年)ごとに消火薬剤のサンプリング検査を実施。

<R1に設置・新規交換した場合>

